

平成28年度事業計画

平成28年 4月 1日から

平成29年 3月31日まで

農業農村整備事業は、我が国の農業生産の基盤である農地と農業用排水施設の整備、農村の生活環境の整備等を通じて、食料生産の場であり生活の場である農村の総合的な整備に貢献してきた。

近年、公共事業予算の抑制が続いていたが、平成27年度補正予算及び平成28年度予算においては強い農林水産業のための基盤づくりを行う競争力強化対策及び国土強靱化対策として、併せて1,222億円増の予算措置がなされ農業農村整備事業への積極的な財政支援策が講じられている。

このような状況を踏まえ、当協会は、施工技術の向上等による品質確保をめざして、事業実施や工事施工に係る諸課題について調査・研究を行い、その成果を会員へ提供するとともに、関係機関への提言を行うこととする。

特に、平成26年6月に成立した改正品確法の趣旨を徹底するため、継続的に会員企業が受注した施工現場の実態調査を行うとともに、現場で発生している課題について原因分析を行い、地方農政局長との意見交換会で解決策を提案し、改善を促す。また、地方農政局とともに、そのフォローアップ調査を行って改善策の現場への徹底を図るとともに、各施工現場における速やかな課題解決を促していくこととする。

会誌「土地改良」については、会員企業の視点に立って全面的に刷新したところであるが、協力会員の制度を設けたことも踏まえ、更に内容の充実を図っていくこととする。平成30年には協会発足50周年を迎えることから、記念事業として土地改良ダム総覧(仮称)の編集を進める。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害対応基準を策定するとともに、災害時の応急対策業務等に関する国との協定の締結を進めてきたところであり、これらの基準や協定に基づく諸活動を引き続き推進する。

1. 農業農村整備事業の施工技術等に関する調査・研究

施工技術の向上等を図るため、調査研究や研修会を通じた情報の提供を行う。

(1) 施工技術等に関する調査・研究

- ア. 新たな施工技術、工事の品質確保、安全施工等に係る調査・研究を行う。
- イ. 施工現場の現場条件を踏まえた調査・設計・施工が図られるよう、建設業者の施工監理技術・設計技術を活用できる発注方式の導入及び施設機械関係工事と土木工事の一体的な実施方式に係る調査・研究を行う。
- ウ. 災害時における応急対策業務の進め方と体制の整備に係る調査・研究を行う。

(2) 研修会を通じた情報の提供

ア. 技術研修会

設計・積算・施工技術、入札・契約制度等の事業の実施に関する研修を行う。

イ. 現地研修会

新技術導入や合理的な施工を実施している現場の視察等を通じて、コスト縮減、施工の効率化対策、品質管理及び環境配慮等に関する研修を行う。

2. 農業農村整備事業の施工等に関する諸課題の調査・研究

改正品確法がめざす目標を達成するために必要な調査・研究を行い、その成果を会員に提供するとともに、農林水産省等の関係機関に対して所要の提言を行う。

(1) 入札及び契約制度に関する調査・研究と提言

事前の調査・設計、工期の確保や積算に関する課題を含めて、入札契約手続きの運用実態を調査・研究し、改善策をとりまとめ本省・地方農政局に提言を行う。

(2) 工事の設計・積算・施工に関する調査・分析と提言

会員企業の受注した施工現場の実態調査を通じて、設計・積算・施工に関わる課題を調査・分析し、地方農政局及び国営事業所との意見交換会等を通じて関係機関に対して所要の提言を行う。

また、農林水産省が通知した改善策が施工現場に徹底されるよう地方農政局等とともにフォローアップ調査を行う。

3. 広報・社会貢献活動等の推進

国民に対する広報活動や社会貢献活動の重要性が高まっていることを踏まえ、関係団体とも連携・協力を図りながら、次のような諸活動を積極的に推進する。

(1) 会誌「土地改良」などの発刊・配布を行うとともに、農業農村整備事業の意義や重要性が広く理解されるよう、普及活動を推進する。

さらに、ホームページについてはユーザーのアクセス状況等を把握し、情報内容の充実を図っていく。

(2) (公社)農業農村工学会や(一財)日本グラウンドワーク協会等と連携し、セミナー等を通じて農業農村整備や環境保全に関する情報を提供する。

(3) ダム技術の継承等を図るため、農林水産省と連携し、土地改良ダム総覧(仮称)を取りまとめる。

(4) 幅広い社会貢献活動への参加をはじめとする公益的な活動を推進する。

4. 活動のための推進体制

(1) 当協会の活動は次の専門委員会において推進する。

ア. 企画委員会

イ. 技術委員会

ウ. 広報委員会

事業活動の内容については企画委員会で協議し、施工等に関する課題分析は技術委員会において、会誌の発行等の広報活動は広報委員会において、その実務を行う。

なお、「大規模災害対応基準」や国との「災害時の応急対策業務等に関する協定」に基づく平常時の諸活動については、災害対策本部員の通常活動として推進する。

- (2) (一社)日本建設業連合会や(一社)農業土木事業協会などの関係団体と緊密な連携、協力を通じて、活動の円滑な推進を図る。